

職務著作と職務発明について

時吉 翔太

知的財産法体系において、創作活動が行われた場合、その創作活動の成果物である無体財産を専有する権利がその創作者に与えられている。例えば、発明者には特許を受ける権利が、著作者には著作権が帰属する。これらの創作者はいずれも自然人であり、法人等の組織ではない。

しかし例外もある。法人等の業務上で創作される著作物である職務著作に関しては、いくつかの要件を満たす場合、その法人等が著作権者となり、創作者である法人等の業務に従事する者には何の権利も帰属しない。

それに対し、法人等の業務上で創作される発明である職務発明は、法人等の業務に従事する者である発明者が特許権を占有し、法人には通常実施権が発生する。ここで、実施権とは「特許されている発明を実施するための権利」つまりライセンスのことである。しかし通常実施権は独占的なものではないため、発明者は他の会社などに同一の通常実施権を設定することもできる。また従業者との就業規則等で法人が特許権や独占的なライセンスである専用実施権を得ることもできるが、その時は発明者に対して相当の対価を支払う必要がある。

同じく業務上で作成されたものにも関わらず 著作権と特許で権利の帰属先が異なるのはなぜか、特に職務著作において、法人等の業務に従事する者である創作者の権利保護について考慮する必要はないのか。以上の問題について、他国でのそれぞれの規定について調べ、また職務著作、職務発明に関する判例研究を行うことで現在の職務著作と職務発明の要因等について検討し、それぞれの法律の課題と展望について考察した。

最後に私見として、法人等の業務に従事する者の権利保護を行える形の、著作権法の改正案を提案した。

(指導教員 松縄正登)